

# 改正雇用保険法が施行されました！ 労働保険の申告・納付期限が変更になります！

## Contents

### 【速報】

雇用保険料率に変更されます！

### 【お知らせ】

労働保険料の申告・納付期限が変更になります！

### 【準備はできていますか？監督署の調査対応マニュアル】

# 2 法違反！？

- 指導票と是正勧告書 -

### 速報

### 雇用保険料率に変更されます！ - 改正雇用保険法が施行 -

平成 21 年 3 月下旬に雇用保険法が改正、施行されたことにより、平成 21 年度に限り、雇用保険料率が 15 / 1000 から 11 / 1000 へと引き下げられることとなりました。4 月以降の事業主と被保険者の負担率はそれぞれ次の表の通りとなっております。そのため、平成 21 年度の労働保険年度更新の際、平成 20 年度の確定保険料算出の際は従来の雇用保険料率（15/1000）を用い、平成 21 年度の概算保険料算出の際は新たな雇用保険料率（11/1000）を用いて計算することとなります（労働保険の納付時期等に関しましては、次の『労働保険の申告・納付期限が変更になります！』をご覧ください。)

< 雇用保険料率（一般の事業に限る。） >

	保険料率	事業主負担率	被保険者負担率
平成 21 年 3 月以前	15/1000	9/1000	6/1000
平成 21 年 4 月以降	11/1000	7/1000	4/1000

また、今回の改正により、雇用保険の被保険者範囲が拡大されることとなりました。これまで、雇用保険の被保険者となる者の基準は、「1年以上の雇用見込みがあり、1週間当たりの所定労働時間が20時間以上あること」でしたが、4月以降は、「6か月以上の雇用見込みがあり、1週間当たりの所定労働時間が20時間以上あること」に変更されました。そのため、平成21年4月1日以降上記の基準を満たす労働者を雇用した場合だけでなく、平成21年4月より前から勤務している労働者であって、雇用保険に加入していない方についても、平成21年4月1日以降、上記の基準を満たすこととなった場合には、雇用保険への加入が必要となります。

上記の要件を満たす労働者を雇用した場合には、雇用した日の属する月の翌月10日までに、管轄のハローワークへ雇用保険被保険者資格取得届の提出が必要となります。

Social Insurance Consulting Firm EOS  
Firm News Vol.4 Apr.09

お知らせ

労働保険料の申告・納付期限が変更になります！

平成 21 年度より、労働保険料の申告・納付期限が下記の通り変更となります（ただし、労働保険料の算定期間に変更はございません。）。これに伴い、労働保険料申告書につきましては、都道府県労働局より 5 月下旬から 6 月上旬頃にかけて各事業所様宛に送付されることとなります。

【労働保険料申告・納付期間】

・平成 21 年 6 月 1 日（月） ～ 平成 21 年 7 月 10 日（金）

【平成 21 年度労働保険料納期限】

- ・第 1 期 平成 21 年 7 月 10 日（金）
- ・第 2 期 平成 21 年 11 月 2 日（月）
- ・第 3 期 平成 22 年 2 月 1 日（月）

労働保険料の分割納付が可能な事業所様の範囲は、次の通りです。

- 1 労災保険及び雇用保険の両方が成立している事業所様  
労災保険料と雇用保険料の合算額が 40 万円以上
- 2 労災保険又は雇用保険の一方のみ成立している事業所様  
労災保険料又は雇用保険料の金額が 20 万円以上

準備はできていますか？

監督署の調査対応マニュアル

# 2 法違反！？ - 指導票と是正勧告書 -

労働基準監督官が事業所を監督した後に「指導票」または「是正勧告書」というものを事業所に交付する場合があります。これらが交付された場合、大変不安になることとされますので、今回は、この「指導票」と「是正勧告書」の内容および対応方法について、ご説明させていただきます。

まず、この 2 つの大きな違いは、「法違反の事実が事業所にあるか否か」ということです。「指導票」は、「法違反の事実は存在しないが、（法律や通達等の根拠に基づき）改善したほうが望ましい」場合や「現時点では法違反ではないが、このまま放置しておくとならざる可能性がある」場合に交付されるものであります。一方、「是正勧告書」は、「既に法律に違反しているため、改善を必要とする」場合に交付されるものとなります。また、これらの書面には、いつまでに改善してくださいという「是正期限」が記載されており、是正報告書によっては是正期限までに労働基準監督署への報告が必要となります。

しかし、是正内容によっては、期間を要するものもあり、是正期限内での労働基準監督署への報告が困難となる場合があります。そのような場合には、労働基準監督署への連絡は必要となりますが、無理に是正報告をせず、企業の実態に即した対応をした上で是正報告すれば問題ありません。特に継続的な改善を要する場合や是正報告書の内容によっては、再度、労働基準監督官が監督に来る可能性が高くなり、書類送検等の司法処分が課される場合も出てきます。

指導票や是正勧告書が交付された場合には、現在の労務管理を見直す時期に差し掛かっているのかもしれない。そのような場合には、下記又は担当者までご連絡ください。

社会保険労務士法人 EOS

東京都港区赤坂 3-3-3 住友生命赤坂ビル 4 階

TEL:03-6230-4539 FAX:03-3583-9111

<http://www.eosi.co.jp/>

Social Insurance Consulting Firm EOS

Firm News Vol.4-2

～ We are always at your side ～